

平成28年9月 日

奈良労働局

各 位

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等の周知のお願い

労働基準行政及び職業安定行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

最低賃金の引上げについては、平成28年7月28日に中央最低賃金審議会が示した答申において、引上げ額の目安が全国加重平均で昨年を6円上回る24円、引上げ率に換算して3%という結果でとりまとめられ、各地方最低賃金審議会において、最低賃金額改定に係る審議が行われ、概ね、目安額通りに答申が行われました。

中央最低賃金審議会の答申においては、政府に対して「中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等に引き続き取り組むこと」が強く要望され、また、「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）においても、「最低賃金の引上げの環境整備として、経営力強化・生産性向上に向けて、中小企業・小規模事業者への支援措置を推進・拡充する」とされているところです。

これらを踏まえ、平成28年8月24日に閣議決定された平成28年度第二次補正予算案において、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金及び業種別中小企業団体助成金）及びキャリアアップ助成金について、助成額等の拡充等を盛り込むとともに、申請手続の簡素化等に関する運用の見直しを行ったところです（平成28年度第二次補正予算案に盛り込まれた上記助成金の拡充部分についての支給は、同補正予算の成立が前提となります。）。

つきましては、別添リーフレット等を参考に、傘下の団体等への周知、広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知にご配慮をいただければ誠に幸いに存じます。ご多用のところ恐縮ではございますが、各種助成金の周知について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

# 業務改善助成金の拡充のご案内

業務改善助成金は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

## 制度が次のように拡充されます。

※平成28年度第二次補正予算等に基づく措置

### 制度の拡充 I

| 事業場内最低賃金の引上げ額 | 助成率  | 助成の上限額 | 助成対象事業場              |
|---------------|--|--------|----------------------|
| 30円以上         | 7/10 <sup>(※1)</sup><br>(労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 <sup>(※1)</sup> ) | 50万円   | 事業場内最低賃金が750円未満の事業場  |
| 40円以上         | (※1)生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)   | 70万円   | 事業場内最低賃金が800円未満の事業場  |
| 60円以上         | 1/2<br>(常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)                             | 100万円  | 事業場内最低賃金が1000円未満の事業場 |

### <ご留意いただきたい事項>

- ① 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- ② 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象となります。

ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

※ 賃金引上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、上の表に定められた額以上の引上げを行う必要があります。

※ 助成金の支給は第二次補正予算成立が条件となりますが、申請は第二次補正予算成立前であっても可能です。

### お問い合わせ先

全国47都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」に、お気軽にお問い合わせ下さい。  
奈良県最低賃金総合相談支援センター 電話 0120-414-811 所在地 奈良市西木辻町343-1

※各都道府県の「最低賃金総合相談支援センター」については、厚生労働省ホームページの検索画面又は検索エンジンから「最低賃金 相談」で検索してください。

最低賃金 相談

検索

### 申請先

業務改善助成金の申請・支給の窓口は、都道府県労働局です。

申請する事業場が所在する地域の労働局にお尋ねください。

【担当部署】奈良労働局雇用環境・均等室 TEL 0742-32-0215 奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎

## 制度の拡充Ⅱ

さらに大幅な事業場内最低賃金の引上げを行う事業場に対する助成措置として、以下のコースも新設します。

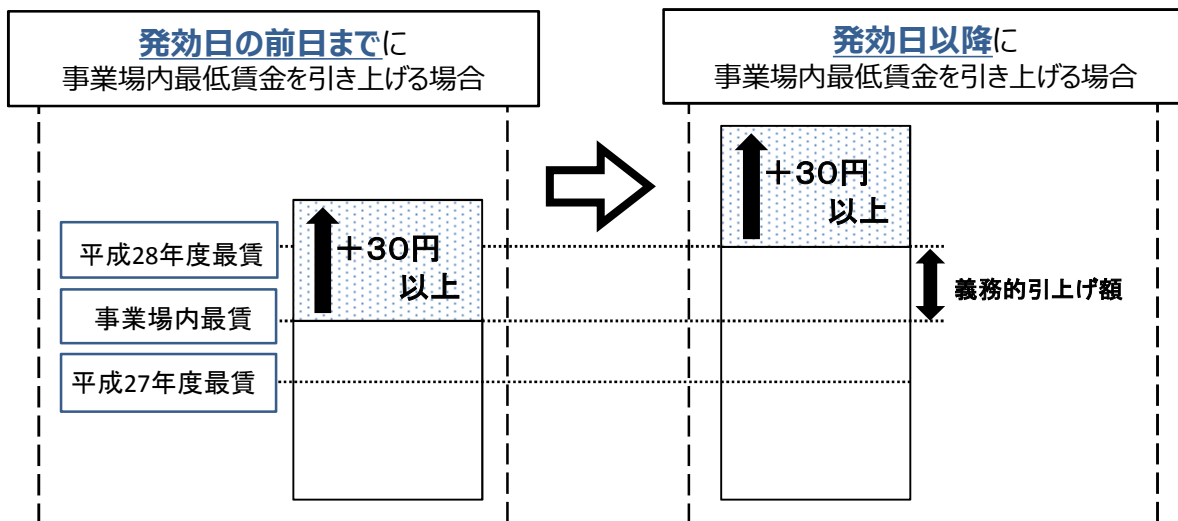
| 事業場内最低賃金の引上げ額 | 助成率  | 助成の上限額 | 助成対象事業場                    |
|---------------|--|--------|----------------------------|
| 90円以上         | 7/10 <sup>(※1)</sup><br>(労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 <sup>(※1)</sup> ) | 150万円  | 事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場 |
| 120円以上        | (※1)生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)   | 200万円  |                            |

※「制度の拡充Ⅰ」の          の<ご留意いただきたい事項>については「制度の拡充Ⅱ」にも同様に適用されます。

## 支給の要件

- ① 事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、申請後に賃金引上げを行うこと。  
※ 引き上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です。
- ② 生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。  
※ 単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など、社会通念上当然に必要な経費は対象外となります。
- ③ 事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額を下回る場合は、①の賃金引上げは、その発効日の前日までにすること。  
賃金引上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、前頁の表及び上の表に定められた額以上の引上げを行うこと。

※発効日は都道府県により異なりますので、ご注意ください。  
奈良県内の事業所の場合は以下のとおりです



※ 事業場内最低賃金の引上げ額が30円以上の場合の例。

# 非正規雇用労働者の処遇改善のための支援を拡充

～ キャリアアップ助成金を拡充します ～

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

## 現行制度

### 賃金規定等改定（処遇改善コース）

（ ）は中小企業以外の額です。

有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合

- **すべての賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が**

|                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| 1人～3人：10万円（7.5万円） | 4人～6人：20万円（15万円）       |
| 7人～10人：30万円（20万円） | 11人～100人：1人当たり3万円（2万円） |
  - **一部（雇用形態・職種別等）の賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が**

|                   |                          |
|-------------------|--------------------------|
| 1人～3人：5万円（3.5万円）  | 4人～6人：10万円（7.5万円）        |
| 7人～10人：15万円（10万円） | 11人～100人：1人当たり1.5万円（1万円） |
- ※ 職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合、1事業所当たり**20万円（15万円）**を加算

## 賃金規定等の改定（処遇改善コース）が拡充されます

### 中小企業に対する加算措置の創設

- **中小企業が基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給した場合** 拡充  
 上記現行制度の助成額に  

|       |                   |                     |
|-------|-------------------|---------------------|
| 1人当たり | 14,250円（※18,000円） | を加算（すべての賃金規定等改定の場合） |
| 1人当たり | 7,600円（※9,600円）   | を加算（一部の賃金規定等改定の場合）  |
- ※ 申請があった企業において、生産性の向上が認められる場合は加算額が増額となります。  
 ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。  
 助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、  
 伸び率が一定水準を超えている場合は**18,000円（9,600円）**を加算額として支給します。  
 （ ）は一部の賃金規定等改定の額です。
- **平成28年8月24日以降、上記のとおり取り組んだ事業主を加算措置の対象とします。**  
 ※ 当該加算措置の創設には、補正予算案の成立、厚生労働省令の改正等が必要であり現時点ではあくまで予定となります。

## より利用しやすいように支給要件を緩和（平成28年8月5日～）

- **キャリアアップ計画書の提出期限の緩和**（人材育成コースは、従前のとおり訓練開始日の前日の1か月前まで）  
 「取組実施前1か月まで」を「取組実施日まで」に変更しました。
- **賃金規定等の運用期間の緩和**  
 「改定前の賃金規定等を3か月以上運用していること」が要件でしたが、**新たに賃金規定等を作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金の実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象**となります。
- **最低賃金との関係に係る要件緩和**  
 「最低賃金額の公示日以降、賃金規定等の増額分に公示された最低賃金額までの増額分は含めないこと」としていましたが、「**最低賃金額の発効日以降、賃金規定等の増額分に発効された最低賃金額までの増額分は含めないこと**」に変更しました。

## 「賃金規定等」とは

賃金規定や賃金一覧表など、賃金額の定めがあれば支給対象となります。

### 就業規則規定例

第〇条（賃金）  
契約社員及びパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める。

### 要件緩和

賃金規定等は、改定ではなく、**新たに作成した場合でも**その内容が、**過去3か月の賃金実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象**になります。

### 賃金規定等

#### ○ 賃金規定

第〇条（賃金）  
賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。  
第〇条（基本給）  
基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力及び経験等に応じ、○級：〇〇円、○級：〇〇円、○級：〇〇円とする。

| 区分 | 金額(時給) |
|----|--------|
| 1級 | 〇〇〇円   |
| 2級 | 〇〇〇円   |
| 3級 | 〇〇〇円   |

#### ○ 賃金一覧表

| 対象者  | 金額(時給) |
|------|--------|
| 〇〇さん | 〇〇〇円   |
| ××さん | 〇〇〇円   |
| ▲▲さん | 〇〇〇円   |

※ 対象者は匿名でも可

## 申請までの流れ

賃金規定等の改定（作成）・増額後、**6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請**してください。また、**改定（作成）・増額までにキャリアアップ計画書を作成・提出**する必要があります。



今年度の最低賃金額の引上げに向け取り組む場合

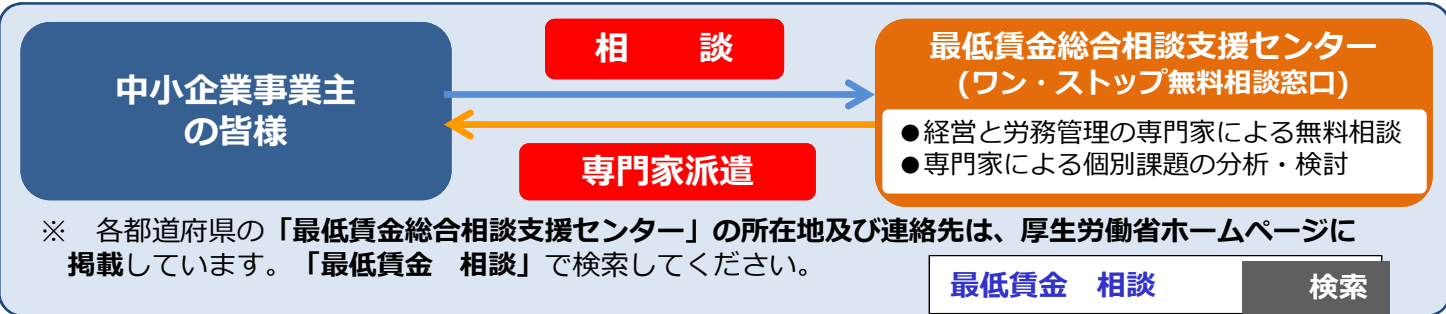
最低賃金額の発効日の前日までにキャリアアップ計画書の提出、賃金規定等の改定（作成）・2%以上増額（※）を行ってください。

最低賃金額の発効日  
(例年10月上旬～)

※ 中小企業において、3%以上増額した場合は、加算措置が適用されます。

## 最低賃金総合相談支援センターによる相談支援

全国47都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」では、賃金規定等の整備に関する相談や社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家の派遣等も行っていますので、ご利用ください。



最低賃金 相談

検索

※ **その他の支給要件もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください(支給要件を満たさない場合は助成金を受給できません)。**

※ **コース実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要です**(人材育成コースは訓練開始日の前日の1か月前まで)。すでにキャリアアップ計画書を提出していても計画変更届が必要となる場合があります。

※ キャリアアップ助成金は、助成人数や助成額に上限があります。

※ 詳細なパンフレットはホームページに掲載しています。厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」